

## 第 28 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 5 月 8 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階中会議室 (新庁舎)
3. 出席委員 【農業委員】 (14 人)  
1 番 小谷健児、 2 番 野坂賢思、 3 番 藤田清子、 4 番 藤原 忍、  
6 番 山中 讓、 5 番 濱口佳史、 7 番 金子孝子、 8 番 伊芸精一、  
9 番 宮川陽子、 10 番 堀野裕一、 11 番 篠田 開、 12 番 福留康弘、  
13 番 松本昌子、 14 番 吉尾好市  
【推進委員】 (7 人)  
1 番 大石正幸、 2 番 弘瀬正彦、 3 番 平野幸敏、 4 番 宮川建作、  
5 番 篠田 博、 6 番 尾崎澄夫、 7 番 福井正一  
(事務局：書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】 (0 人)  
【推進委員】 (0 人)

### 5. 議事日程

(1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名

(2) 各議案の審議

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)

議案第 2 号 農地法第 4 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)

議案第 3 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

(3) その他の討議・報告事項について

議 長 皆さん 5 月の定例会に出席いただき有り難うございます。今日はまた全員の御出席を  
いただいております。5 月の大型連休明けで何かと慌ただしい中ですが、やっ  
と落ち着いた感じですが、あいにくの雨でございますが全員の御出席をいただいて有り  
難うございます。

それでは早速ですが 5 月の定例会を始めたいと思います。本日は全員の出席となっ  
ております。議事録署名人は藤田委員と藤原委員にお願いしたいと思います。よろしくお  
願いします。

それでは議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてについて、1 件出ております。事  
務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料の 1 ページお願いいたします。議案第 1 号農地法第 3 条による許可申請  
について、1 件出ております。譲渡人が〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人が〇〇〇  
〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地が黒潮町下田の口字ヲキヤシキ 77 番、畑で 26 m<sup>2</sup>。理由

につきましては、所有権移転ということで許可後所有権移転登記を贈与で実施する。2 ページをお願いします。まず申請の場所ですが、航空写真で表示していますが、土佐西南大規模公園のテニスコートの近くの所の農地です。3 ページ、4 ページお願いいたします。下田のロココミュニティーセンターという所がありますが、その道を隔てた所の農地で、現在ラッキョウが植えられております。それから 5 ページお願いいたします。公図に周囲の所有者を記載しています。それから 6 ページ、7 ページにつきましては、現況の写真を付けております。面積的にはそんなにありません。8 ページお願いいたします。農地法第 3 条第 2 項の 7 項目について御説明をいたします。譲受人につきましては、第 2 項第 1 号全部効率利用については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。ということで、現在農業に従事されているのは、御本人さんと妹さん、それと妹さんの子どもさんとで、主にラッキョウを栽培されているようです。保有機械につきましては、御本人は保有していませんけれども妹の子どもさん所有の農機具で対応しているということです。ですので、効率的に農作業が図られているようですのでここは該当いたしません。第 2 項第 2 号農業生産法人以外の法人については、個人であり、ここも該当いたしません。それから第 3 号信託について、信託ではないので適用なし。ということで、ここも該当いたしません。第 4 号農作業常時従事ということで、年間 200 日農作業をせられているそうです。第 5 条下限面積については、現在今回の取得分を含めて 3,775 m<sup>2</sup>、37.75 a になりますので 30 a を超えるということで、こちらも該当しません。それから第 6 号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には該当しない。ということで、ここも該当しません。第 7 号地域の調和ということで、所有権移転後も現状どおりのラッキョウ栽培を継続するため、周辺農地への影響はないと考える。ということで、ここも該当いたしません。ここは詳しく説明しますと、地籍調査の時に〇〇〇〇さんの土地と思っていたのが、〇〇〇〇さんの登記になっているということで、今回贈与で所有権の移転申請をされたということで問題はないと思います。以上です。

議 長 今事務局の説明が終わりました。担当委員さん、何か補足があればお願いします。

〇〇委員 補足ではないですが、見てのとおり広くラッキョウを作っていますので、界というのは一切ありませんでした。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの土地とは思っていなかったが地籍調査で判明したということでした。それで〇〇〇〇さんの御両親が亡くなって相続したと、〇〇〇〇さんに聞きました。

議 長 今、担当さんの方から説明がありました。この件について意見等ございましたら、ありませんか。無いようでしたら承認を受けたいと思います。この 3 条申請について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第 1 号につきましては承認されました。

続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条許可申請について 1 件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 2 号農地法第 4 条について御説明をさせていただきます。1 ページをお願いします。願出人の方の住所、氏名ですが、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。それ



m<sup>2</sup>となっています。申請理由については、駐車場に転用ということで、現在、会社の駐車場が遠く不便しているため、すぐ近くの申請地を駐車場にして、社員の車 28 台や会社の車を停めるように便利に使いたい。という理由になっています。17 ページをお願いします。航空写真で申請地を示しておりますが、ここはホームセンターコーナンの裏側になる所です。18 ページにも住宅地図で示しております。それから 19、20 につきましても航空写真と公図を付けております。それから、21 ページをお願いします。21 ページにつきましては、このように埋め上げて北側になる所、少し茶色に塗ってありますがブロックで嵩上げをする。西側、左の方になります。ちょっと緑色に塗ってありますが、擁壁、下に絵がありますがそういう形で境界の所に設置して埋め上げていきたいということになっています。それから 22 ページ、23 ページは現在の状況を写しておりますが、ここにつきましては今年の 9 月の農業委員会に形状変更の申請が提出されておりました、50 cm 程現在嵩上げしております。そういった状況で嵩上げしてそのまま転用したい、ということになりましたのでこの現況の写真ようになっております。排水の計画につきましては、駐車場の排水は計画していない。自然浸透。中は碎石を敷いて車を置くようにする計画です。それから西側隣接の農業用水路は、コーナンの所にある既設水路に接続する計画です。資金計画については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。同意については、20 ページを見ていただくと分かりますが、2706 の 1 番の地権者の方からは同意が出ております。それから農地区分ですが、その他の農地、第 2 種農地になると思います。以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりましたが、担当委員さん補足説明があればお願いします。

〇〇委員 〇〇〇〇〇〇に聞いたがやけど、ここはコーナンの事業所が出来るまでに、会社が交渉に行きよったがやけど断られた経緯があるらしいですが、今は〇〇〇〇〇〇も了解しているそうです。〇〇〇〇〇〇からはよろしくをお願いします。と話がありました。

議 長 この件について質疑、質問があればお願いします。

〇〇委員 碎石で自然浸透になっているが、仮に舗装したら水が溢れると思うが心配ないか。

事務局 北側の田の水路、西側の町道へ流れていくので大丈夫と思います。

議 長 他にはありませんか。無ければ承認を受けたいと思いますが、いいですか。

(質疑なし)

それでは、議案第 3 号農地法第 5 条許可申請について、承認を受けたいと思います。承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。5 条許可申請について承認されました。

続きまして、議案第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号と書いた、別紙を御覧いただきたいと思います。

借受人 2 名の方が申請出ておりますが、2 件の内 1 件、30-4 につきましては、貸付人〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。借受人同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、期間が 10 年間、タバコの栽培で利用権の設定をするようになっております。この方は認定農業者になっております。

それからその下、2筆ありますが30-5と30-6ですが、貸付人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借受人につきましては〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、この方は木材の販売をしております。それぞれに桃と水稲による農業をすると申請が出ております。以上です。

議 長 今、事務局の説明が終わりました。この利用権設定について何か質問ありませんか。  
(質疑なし)

特に無ければ承認を受けたいと思いますが、ありませんか。

はい、無ければ承認を受けたいと思います。この利用権の設定について承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第4号につきましても承認されました。

続きまして、その他の討議、報告事項について、事務局よりお願いします。

事務局 (3) その他の討議、報告事項について、ということで、3件ありましたので別資料で作りました。お手元にお配りしていますが、ありますでしょうか。

表紙を見ていただいて、1番農地転用2aアール未満の農業用施設の届出について、ということで、1ページから5ページまでに資料を付けていますが、まず1ページお願いします。〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、2a未満の農業用倉庫を建てたいというか、もう出来ています。届出の方は、提出をお願いして出してもらっています。2ページお願いします。場所的には、自宅の前で、大工さんなわけですが大工用の倉庫にしないようにと念押しはしています。本人も分かりました、とは言っていました。そこは農地法まで説明させていただいて、罰則もありますと伝えていきます。

議 長 この件については、担当の農業委員さん気に掛けておいてください。  
続きまして2番お願いします。

事務局 また表紙に戻っていただいて、2番、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、ということで6ページから16ページにその内容を記載していますが、これは農業委員会等に関する法律が改正されまして、農地の最適化の推進ということで、農業委員会の活動を点検、評価、反省しながら取り組むことになり、農業委員会でこの内容でよいか承認をしてもらって、町のホームページで公表をしなくてはいけない、ということになっています。6ページをお願いします。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価ということで、29年度の目標に対して実績はどうなっているのか、といった内容です。(様式に記入した数字について説明する)

14ページ30年度の目標について。(様式に記入した数字について説明する)

議 長 今、説明がありましたが難しいような内容です。ホームページに掲載するにあたっては農業委員会の承認も要るようです。この内容で承認されます方の挙手をお願いします。  
(挙手多数)

挙手多数でございます。この件につきましては承認されました。

次3番をお願いします。

事務局 3番の農地利用の最適化に関する、活動記録簿の記載について、ということで17ページから20ページに資料を付けております。17ページお願いいたします。これは先程

の耕作放棄地、遊休農地と関連してきますが、農業委員さんに活動の記録を付けていた  
だきたいということで、17 ページに南国市の例を添付しています。(資料を基に説明す  
る。)

議 長 事務局からの報告事項は終わりだそうですが、皆さんの方からはありませんか。  
無いようですので、それでは今日の定例会終わりたいと思います。御苦勞様でした。

(午後 3 時 30 分終了)